

第 1 5 4 5 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 9 年 2 月 1 4 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 2 0 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(報告事項)

- 第 81 号 平成 29 年度当初予算案の概要について (総務課)
- 第 82 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)
- 第 83 号 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例について (学校企画課・特別支援教育課)
- 第 84 号 平成 28 年度島根県学力調査結果概要について (教育指導課)
- 第 85 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果について (教育指導課)
- 第 86 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況について (教育指導課)
- 第 87 号 平成 29 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況について (教育指導課)
- 第 88 号 平成 28 年度島根県体育・健康優良学校等表彰等について (保健体育課)
- 第 89 号 1 月 23 日以降の降雪による県内文化財の被害状況について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

- 第 25 号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善の要請について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

- 第 11 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

- 第 90 号 平成 28 年度文部科学大臣優秀教職員表彰について (総務課)
- 第 91 号 平成 29 年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
権藤総務課調整監	公開議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、協議第11号、報告第91号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
鉦福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
三浦総務課給与グループリーダー	議決第25号
渡部総務課企画員	議決第25号
大石総務課主任	議決第25号
堀学校企画課企画幹	協議第11号
梅木学校企画課企画人事主事	協議第11号
酒井学校企画課企画員	議決第25号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	9 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(報告事項)

第 81 号 平成 29 年度当初予算案の概要について (総務課)

○松本総務課長 報告第 81 号平成 29 年度当初予算案の概要についてご報告する。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。2 月 16 日から開会する県議会において提案される予算のうち教育委員会分の予算の概要である。1 は、教育委員会予算額の全体概要である。今年度 886 億円余だった予算が、来年度は 858 億円余となり、28 億円余の減額、率にして 3.2%の減となる。内訳は、事業費は 122 億円余で前年度比 23 億円余の減額である。給与費は 735 億円余で前年度比 4 億円余の増額である。

次に、課別の予算の主な増減についてご説明する。教育施設課が、22 億 1,000 万円余の減額である。これは、松江養護学校や出雲養護学校の校舎等整備事業、出雲工業高校の改築等がピークを越えたこと、また県有施設長寿命化のため知事部局で修繕等を一括して行うこととなるため教育委員会の予算を総務部へ移行させたことにより大幅に減額するものである。この教育施設課の減が教育委員会全体予算の前年度比減の主な要因となっている。学校企画課は 1 億 7,500 万円余の増である。これは、にこにこサポート事業等の非常勤講師を増員したことや、教員の負担軽減のため寄宿舎の舎監業務を嘱託職員対応としたことによるものである。保健体育課は、2 億 9,200 万円余の減である。今年度開催のインターハイが終了したことによるものである。文化財課は、8,600 万円余の減である。これは、高速道路整備等に伴う埋蔵文化財調査の受託費が減となることによるものである。以上が事業費の主な増減である。

続いて給与費であるが、給与費は総務課で一括計上しており、対前年度比で 4 億 4,300 万円余の減額である。これは、共済費の負担率減による減額が主な要因である。

1 の 2 ページ以降は個別の事業について記載しているが、新規事業や拡充する事業等ポイントだけ絞って申し上げる。まず、1 の 3 ページの 5 番、児童・生徒へのサポート事業である。このうち、②の特別な支援のための非常勤講師、通称にこにこサポート事業については、近年増加する発達障がいのある児童生徒へきめ細かに対応するため、今年度 110 人から 10 人増員して来年度は 120 人を配置予定である。1 の 4 ページの 7 番、学力育成推進事業である。②の次期学習指導要領に向けた取組の部分由来年度新規に着手する。研究校・モデル校を指定して教育課程のあり方を研究することなどを予定している。1 の 5 ページの 9 番、子ども読書活動推進事業である。県立図書館のところに新規として学校図書館の運営を支援するための司書教諭の配置とある。これまで、学校図書館を活用した教育を推進してきたが、県内全域で着実に進めていくためには、学校司書への支援だけでなく、教員の理解をより進めることが必要とのことから、県立図書館に司書教諭を 1 名配置し、学校図書館活用教育のための支援等を行っていかうとするものである。

1 の 7 ページの 12 番、教育魅力化推進事業については来年度の重点事業であるため、

後ほど担当課から詳細にご説明する。1の8ページの14番、悩みの相談・不登校対策事業である。①のポツの二つ目、弁護士、臨床心理士等の外部人材をアドバイザーとして学校等に派遣とあるが、来年度はその派遣回数を増やすこととし、増額をしている。また、②悩みの相談のうちスクールカウンセラーについても、現場の困難な状況に対応するため、すべての小学校で配置できるよう予算を増額している。1の9ページの15番、インクルーシブ教育システム構築事業である。これは新規事業と記載しているが、これまで取り組んできたことを再構築して新たに事業名をつけたものである。なかでも、小中学校の特別支援教育については、特に充実を図ることとした。これについても来年度の重点事業であるため、後ほど担当課から詳細にご説明する。

1の10ページの17番、障がい者就業支援事業については、特別支援学校卒業生等を非常勤嘱託として雇用しながら一般就労を目指していく事業である。特別支援学校は全部で12校あるが、来年度ですべての学校で実施することとしている。20番、新規事業FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業である。(注)にあるとおりFIMBAとは国際シニアバスケットボール連盟のことで、世界各国から1,000人程度選手が参加するイベントである。来年度は、大会の前年度にあたり、その準備経費に対して支援を行うものである。なお、県の支援額は総額1,200万円であるが、そのうち教育委員会関係分400万円について計上したところである。ちなみに、残りは商工労働部の予算で計上されている。1の12ページの22番、食育推進事業である。③のつながる食育事業は、新規に行う文部科学省の委託事業だが、家庭における食育への理解を深めるための取組である。1の13ページ26番、未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業である。平成29年7月で世界遺産に登録されてから10周年を迎える。教育委員会では、歴博において記念展を開催することとしているため、昨年度より5,000万円程度増額をしている。

全体の概要は以上であるが、途中申し上げた教育魅力化推進事業と小中学校の特別支援教育の充実について、それぞれ担当課からご説明する。

○竹下地域教育推進室長 教育の魅力化の予算についてご報告する。資料1の14ページをご覧ください。

教育魅力化推進事業については、大きく三つに柱が分かれている。一つ目が、中山間地域・離島における県立高校の魅力化の推進である。これは、従来より行っている高校と地域が一体となって実施する高校魅力化に係る予算である。(1)にあるとおり、来年度はこれまでの継続校に加えて、新規校を追加し、拡大する方向で予算要求しているところである。(2)以下については、しまね留学説明会経費など、事務的な経費を計上している。

続いて、二つめは新規事業、中山間地域・離島における教育魅力化への支援である。高校魅力化と一体的・系統的に、小中学校等における教育の魅力化に取り組む市町村を支援するスキームとして設けたものである。各市町村において、小中学校における

教育魅力化を一体的・系統的に進める際に、その取組に対して、事業費上限を1,000万円としその半分を県が負担する。あわせて、地域から要望があった場合には、教育魅力化の取組を円滑に進めるため、統括プロデューサーを配置したいと考えている。これについては、事業費上限を700万円とし、その半分を県が負担する。

三つ目が、ふるさと教育の推進ということで、ふるさと教育が教育魅力化の大きな基盤になるという位置付けのもと、ふるさと教育推進交付金については教育魅力化推進事業の一つの柱として位置付け、予算要求を行った。

教育魅力化推進事業の予算要求額は合計で約1億4,700万円である。そのうち、半分については国からの地方創生推進交付金を活用することとしている。

○三島特別支援教育課長 資料1の9ページをご覧ください。新規事業、インクルーシブ教育システム構築事業である。これは、障がいのある児童生徒に連続性のある多様な学びの場を提供しようというものであり、①、②、④については、これまで行ってきた取組を更に充実させ拡大させていくものである。

③の特別支援教育「支援専任教員」の配置については、資料1の17ページをご覧ください。小中学校における特別支援教育の充実ということで、近年、発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒数の増加が著しいため、小中学校での特別支援教育を支援し、きめ細かな教育を図ることを目的としている。下のグラフをご覧ください。小中学校在籍の全児童生徒数は、10年前の0.85倍と減少している。一方、通常学級で特別な支援が必要な児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、これはそれぞれ1.6倍、1.5倍、2.1倍と増加している。特に、発達障がいのある児童生徒が急増しているが、その障がいの特性は多様であり、個別の相談、支援に大きな困難を伴う。多様な個性を持つ児童生徒に応じた個別の指導、支援を行いながら、通常学級や特別支援学級という学級集団をまとめていく必要があり、教員の負担が大きくなっている。このため、小中学校の教員から、特別支援教育に精通した人材による支援を求める声強い現状がある。

続いて、資料1の18ページをご覧ください。特別支援教育支援専任教員の配置は、新規事業である。特別支援教育に精通した小中学校等の教員を、特別支援教育支援専任教員として、県内5か所の教育事務所に配置する。学級経営や学習指導等に関する小中学校の相談、依頼に対して迅速かつ機動的に対応できる支援体制を整備し、学校現場のSOSに対しレスキュー的対応も行う。配置人員は5名である。

次に、センター的機能向上事業である。現在の加配教員に加え、すべての特別支援学校に代替の非常勤講師を配置し、センター的機能を更に充実するものである。特別支援学校が持つ専門性を生かし、小学校、中学校へ出向き、多様化する個々の障がいの実態を踏まえた指導、支援方法等に関する相談・支援体制を強化する。配置人員は、特別支援学校12校に各1名ずつで合計12名である。

なお、資料に二つの事業の関係を記載している。特別支援教育「支援専任教員」は、

通常の学級や特別支援学級での学級経営や学習指導等に対する支援を中心に行う。一方、特別支援学校のセンター的機能は、主に個に対する支援であり、その障がいに対してどのような支援をするのか、あるいは個別の教育支援計画などに対してアドバイスをしていくものである。また、特別な支援のための非常勤講師配置事業、にこにこサポート事業は10名増員し取組を拡充する。

資料の事業イメージ図をご覧いただきたい。小中学校では、基本的に校内支援委員会、特別支援教育コーディネーター、そして管理職の学校組織の支援のもとに、通常の学級の担任、通級指導の担任、特別支援学級の担任、にこにこサポートによる非常勤講師と、このような形で運営している。にこにこサポート事業を拡充し、そして特別支援教育支援専任教員の配置によって学校現場のSOSへのレスキュー的な対応を行い、特別支援学校のセンター的機能によって、障がいの実態を踏まえた支援を行う。このような事業イメージで、小中学校に対して支援を行っていく。

○広江委員 資料1の14ページ教育魅力化推進事業についてお聞きしたい。1で県立高校の魅力化の推進、2では中山間地域・離島における教育魅力化への支援とある。2の取組を行う場合には、まず1の高校魅力化の取組を行うことが前提であるか。また、1の高校魅力化のみの取組を行うことは可能か。

○竹下地域教育推進室長 2の小中学校における教育魅力化の取組については、高校魅力化との一体的、系統的な実施を想定している。そのため、基本的には高校魅力化の取組と連動した上で、市町村において小中学校魅力化の取組を実施していただきたいと考えている。幼保小中高校一貫でどのような子どもを育てていくかという議論の中で取り組んでいただきたいという事業の趣旨を踏まえ、このような設計としているところである。

2点目のご質問については、具体的には市町村からの要望を踏まえて考えたい。まずは高校の魅力化から行いたいという要望もあるかと思う。一方、今回の新しい教育魅力化推進事業については、できるだけ幼保小中から高校までつなげた取組を実現したいという思いがあるので、各市町村の取組の構想を聞きながら判断していきたい。

○鴨木教育長 資料1の15ページ、1.2に記載している内容は、ある意味で教育活動の理念であり、島根の教育をより魅力的なものにしていくための運動論の考え方である。島根県内すべての地域で、すべての学校で一步一步取り組んでいただきたい、そのような理念、運動論である。

一方、1の16ページ、3、4に記載している内容は、中山間地域・離島にターゲットを絞り、それらの地域の教育の魅力化をより加速するために、当初予算案の中で提案を行う財政支援スキームである。教育の魅力化というのは、理念、運動論としての考え方と、個別、具体的な地域に対する市町村支援のための財政支援制度、予算事業という二つが今後動いていくことになる。予算事業としては、中山間地域・離島の教育魅力化をより進めていただきやすいよう、財政支援制度として組み立てる。恐らく高

校魅力化の取組を広げていくところから始まり、その取組にあわせて小中学校段階の教育をより魅力的にしていく取組も市町村において実施していただけるようになると考える。したがって、同時に進むところもあれば、高校魅力化の方が先行して進むところもある。これは、財政支援制度を活用するそれぞれの市町村の考え次第で、決まってくる。まだ、これから議会へ予算案を提案しようという段階であるため、約1か月の県議会における質疑を通じて、この予算事業の執行の在り方が方向づけられる。その上で、市町村とよく調整をした上で、個別具体的な事業内容をどのように支援していくかという議論に入っていくのではないかと考える。

○浦野委員 特別な支援のための非常勤講師配置事業についてだが、10人増員ということで、大変すばらしいことである。人材確保がかなり大変だと以前聞いたが、来年度の実施に向けて状況はいかがか。

○高橋学校企画課長 先般、事業拡大にあたって人材確保は急務であると申し上げた。その後、状況が劇的に改善しているわけではないが、退職者の活用、ホームページ、各種募集説明会など、人材確保に向けた活動を地道に行っている。教員採用募集説明会においては、正規教員だけではなく、サポートティーチャー、非常勤講師についても募集活動を行っているところである。現時点において、増員10名の確保ができないという状況ではないと考えている。

――原案のとおり了承

第82号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてご報告する。

資料2の1ページをご覧ください。この条例は、児童生徒数の変動等に伴い、教職員の定数が毎年変わるため、毎年度、改正を行うものである。2の条例の概要の表中、改正後の列に示しているのが平成29年度の教職員定数である。改正前すなわち28年度定数からの増減の要素を中心にご説明する。

まず、高等学校である。高等学校の教育職員の定数は、収容定員、全日制では1年生から3年生、定時制では1年生から4年生の総定員に応じて決まる。29年度は入学定員、すなわち高校1年の定員に増減はなかったが、昨年、一昨年には、合わせて九つの高校で入学定員の減があった。これが年次進行するため、高校2年、高校3年の定員は29年度も減少する。これによって、29年度の教育職員の定数は全体で14名の

減となった。事務職員、技術職員、その他の職員については、増減はない。

続いて、特別支援学校である。特別支援学校と小学校、中学校は実際の児童生徒の数に基づく学級数に応じて定数が決まる。29年度、特別支援学校の教育職員の定数は27名の増となった。内訳としては、県全体の特別支援学校の学級数の変動などに伴い、教諭の定数が28名の増。一方、寄宿舎に入る児童生徒の人数の変動などにより、寄宿舎指導員の定数が1名の減、差し引き27人の増となったものである。事務職員、技術職員、その他の職員については増減はない。

最後に、小中学校である。教育職員は15名の減、事務職員及び栄養職員は2名の減となった。これは、学校の統廃合や児童生徒数の減少に伴うものである。ちなみに28年度末における学校の統廃合は、小学校で2校ある。田儀小、岐久小の統合により多伎小となり、匹見小、道川小の統合により匹見小となるため、二つの小学校が減となる。中学校の今年度末の統廃合はない。また、29年度の児童生徒数は、小学校で225名の減、中学校で442名の減である。これに伴い、教育職員も減になっているものである。

なお、小中学校の定数については、昨年10月1日現在の児童生徒数見込みによって算出しており、実際に学校に配置する人数は、最終的には今年4月1日付の確定児童生徒数によって決まる。本日、示した数字は、定数に最終的に不足が出ないように最大限の見込みにより算出したものであることを申し添える。

改正する定数条例の施行期日は今年4月1日である。新旧対照表は、資料2の2、2の3ページに示している。

―――原案のとおり了承

第83号 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例について（学校企画課・特別支援教育課）

○高橋学校企画課長 報告第83号使用料及び手数料の額の改定等に関する条例についてご報告する。

資料3の1ページをご覧ください。県立高校、特別支援学校では、受験時、就職時において、卒業証明書または成績証明書の提出が必要となる。これまで、すべて無料で証明書を交付していたが、住民負担の公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、県立学校の卒業生等に対する証明書等の交付について手数料を徴収することとする。

導入する制度の内容だが、手数料の徴収対象となるのは卒業生であり、在學生に係

る証明書については、徴収対象から除外する。また、水産高校、特別支援学校等の専攻科生については、専攻科に係る証明書は無料とするが、本校に係る証明書は卒業生と同じ扱いとする。

さらにこの背景を申し上げますと、このような手数料を徴収していないのは中国5県では島根県のみ、全国的にも徴収していないのは4県であり、他県では受益者負担という観点から、かなり前から手数料を徴収している。また、県内の他の機関、例えば県立大学等においては、平成27年から手数料の徴収が行われている。

徴収する手数料の額は、1通につき500円とした。中国5県の平均が約500円、全国的には高いところでは700円、安いところでは400円弱であり、他とのバランス等を考慮し500円と設定した。手数料を徴収する証明書は、資料記載のとおりである。

なお、この改正内容について、2月議会へ上程する条例名は使用料及び手数料の額の改定等に関する条例である。一括条例となっており、この中に島根県立高等学校等条例が含まれる。県立学校の証明書交付手数料以外にも使用料、手数料に係るいくつかの条例改正が含まれて、一括上程されるものである。施行期日は平成29年4月1日である。

なお、このような証明書の発行実績は、平成27年度は高等学校約5,100通、特別支援学校14通であり、この実績を元にとすると年間256万円程度の収入が見込まれる。この収入については、学校の事務職員の人件費に充当されると、財政当局から聞いている。

○藤田委員 対象は卒業生とのことであったが、専攻科生は卒業生とみなされるのか。

○高橋学校企画課長 専攻科生が、専攻科に係る証明書を求めた場合は無料である。しかし、専攻科生が水産高校本科に係る証明書を求めた場合は有料である。

○広江委員 500円を徴収することについて異議はない。遠方に居住している卒業生が郵送で証明書の発行を依頼する場合には、手数料の納付はどのように行うことになるか。

○高橋学校企画課長 証明書の申請方法は、学校の窓口と郵送の二つの方法がある。窓口での申請の場合は現金、郵送の場合は郵便小為替で納付いただきたいと考えている。

○浦野委員 成績証明書等について使用しなかった場合は返却するように言われていたが、その場合支払済の交付手数料はどうなるのか。

○高橋学校企画課長 証明書の返却を求めているのは、現役生に限ってのことだと思われる。手数料を徴収して交付した証明書については、返却の義務はない。

―――原案のとおり了承

第 84 号 平成 28 年度島根県学力調査結果概要について（教育指導課）

○春日参事 報告第 84 号平成 28 年度島根県学力調査結果概要についてご報告する。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。県学力調査は、12 月 13 日、14 日に、小学校 206 校、中学校 103 校を対象に実施した。全国学力調査で明らかになった学習上の課題の改善状況を検証し今後の指導の一層の改善に資するため、昨年度から実施時期を 12 月とし、県のオリジナル問題により実施している。

小中学校に対しては、5 の図にあるように、全国学力調査、県学力調査の活用例に示す P D C A サイクルを推奨しており、今回の結果についてもすべての小中学校を対象に、松江をはじめとする 5 会場で説明会を実施した。これにより、授業改善や個別指導を進めていくよう、働きかけを行っているところである。

資料 4 の 3 ページをご覧ください。本年度の全国学力調査でみられた主な課題の改善状況を記載している。改善がみられた事項の例として、これまで課題であった小学校 6 年生の「算数の授業が好きだ」については、肯定的な割合が 3.7 ポイント増、また「算数の授業の内容はよくわかる」については 1.4 ポイント増となり、4 月の全国学力調査時に比べて上昇している。今年度から始めた算数の授業改善の取組を引き続き推奨していくことで、さらに伸ばしていきたいと考えている。

次に、引き続き改善が必要な事項の例である。「学校の授業時間以外に普段勉強する時間が 1 日当たり 1 時間以上の割合」は、小学校 6 年生は全国調査時に比べて増加し、全国と比べても高い割合を示している。一方、中学校 2 年生は、1 日 1 時間以上学習する生徒の割合は 51.4%であり、引き続き改善の必要がある。各学校では家庭学習の手引きを使っての指導等を行っているところであるが、アンケート結果によると「計画的な学習、効果的な家庭学習の仕方の指導」についての肯定的な回答の割合が低くなっており、生徒の実態に応じたきめ細やかな丁寧な指導が必要であると考えている。

また、今年度の課題でもあった中学校の数学について、資料 4 の 4 ページをご覧ください。中学校 1 年生に出した問題である。□3 の問では、正答率は 87.5%とかなり高い。一方、□8 の問は一次方程式の解が何かという問であるが、このように問われると、正答率は 39.9%と低い。一次方程式を形式的に解くことはできるが、解の意味が十分に理解できていない。生徒一人一人の理解状況を踏まえて指導していくことが必要であることを、説明会においても伝えているところである。

資料 4 の 5 ページから 4 の 7 ページに関しては、これまでの全国学力調査でみられた課題の改善状況を記載している。めあて・振り返り学習は定着してきており、また、話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることなどの言語活動の充

実も小、中とも改善の傾向にある。

昨年度、課題のあった算数は、資料4の6ページに記載している。特に小数の加法・減法、分度器を使った角の大きさは、同一学年においても、また経年で比較しても上昇しており、確実な定着が進んでいると考える。

資料4の7ページは、引き続き改善が必要な事項について記載している。割合を示す小数の乗法・除法について問う問題では、昨年度より正答率は高くなっている。しかし、12(2)の問のような白いテープを基準にして、青いテープの長さを求める式となると、正解は 60×0.7 であるが、約4割が $60 \div 0.7$ と解答しており、十分に意味が理解されていない。先ほどの一次方程式とあわせて、発達段階や子ども達の状況をよく見て、丁寧な指導をしていくことが大切ではないかと考える。資料4の8ページは、国語において一定条件のもとで自分の考えを書く力をみる問であるが、正答率は低く引き続き課題がある。

以上、今年度及び過去の全国学力調査でみえた主な課題の状況についてご説明した。各学校では、学力調査結果を分析し、それを踏まえた授業改善や個別指導が行われてきている。一方、家庭学習等については課題があるため、引き続き、県教育委員会、市町村教育委員会が学校と共に取り組んでいきたいと考える。

資料4の9ページをご覧いただきたい。学力調査と意識調査のクロス分析の結果を記載している。今回は小学校で60問、中学校で64問の意識調査を行ったが、その中でも調査項目と正答率との間に顕著な傾向がみられたものをクロス分析結果として説明会で説明した。各学校が、自校の取組み重点化、焦点化をしていく上で参考にしていただきたいと考えている。

まずは、グラフの見方についてご説明する。一番上のグラフであるが、「授業の中で目標が示されていると思う」という意識調査を行った。これについて、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」など四つの選択肢別に、児童生徒の正答率を表したものである。国語では、「目標が示されていると思う」に「当てはまる」と回答した小学校6年生の正答率は64.8%、「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の正答率は58.5%となり、正答率との関係がみてとれる。下のグラフ「授業では、自分の考えを発表する機会を与えられると思う」についても、肯定的に回答している児童生徒の方が全教科で正答率が高い傾向がある。

資料4の10ページは、学習状況と正答率の関係である。宿題等の学校の授業以外での学習や、本県が力を入れている読書について記載をしている。上から二つ目、国語の授業についての問であるが、ここで「当てはまる」と回答した児童生徒は、国語だけではなく他の教科でも正答率が高い傾向がある。根拠を明らかにして、筋道立てて考える、表現することを、全教員が意識して指導していくことが大切であるという点も、学校へ伝えてきているところである。

資料4の11ページ、算数についても同様の傾向がみてとれる。問題を解くときに

もっと簡単に解くことができないか考えたり、あきらめずにいろいろな方法を考える児童生徒は、算数、数学だけでなく、他の教科でも高い正答率である。

次に、資料4の12ページ、自尊感情・自己有用感についてである。「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」、「人の役に立つ人間になりたいと思う」という問でも、顕著な傾向がみられた。児童生徒が、学校生活の中で達成感や自己有用感を味わうような機会を持てるよう、教員が意識的に取り組むことが大切であるといえるのではないかと考えている。

メディア利用については、携帯電話やスマートフォンの使用時間が短い児童生徒の方が教科の正答率が高い傾向がある。我慢すること、または自分を律する力を育てていくという一面も大切である。このようなことは、学校だけではなく、家庭でもご理解いただきながら取り組むことが大切であると考え。これらのクロス集計結果を、各学校で自校の実態に応じた取組の焦点化、重点化に活用していただきたい。

資料4の13ページ、今後の取組である。先ほども申し上げたが、結果説明会を実施してきているところである。各学校において自校の分析ができるよう分析シートの提供や、個別指導の充実に役立つよう子ども一人一人のつまずきに対応したフォローアップシートの提供を行う。

最後に、中学校の家庭学習については、2学期に各教育事務所ごとに中学校の管理職を集め、課題の改善に向けた方策について協議を行った。効果的な取組については、教育事務所で情報を収集した上で、県教委から情報発信していく考えである。

○広江委員 資料4の1ページ、県調査の考え方・特徴についてだが、PDCAサイクルの確立のために12月に実施しているとのことであるが、このサイクルに直接的に関係があるのは6年生だけであると考え。他の5学年については、問題が何年生の内容であったかという点では関連があるが、生徒個人についてみることはできない。県の学力調査という観点からみると、6年生以外の5学年については実施時期が12月では遅いのではないかと考える。結果が出た後に、指導する期間があまりないのではないかと考える。他県の状況は様々だと思うが、10月頃に実施し年内に報告書をホームページに掲載するところが多いのではないかとと思われる。直接関係のある6年生であっても、もう少し時期が早い方がよいし、他の5学年では遅くとも10月、中学1年生については様々な小学校から進学してくることから学力把握のために4月に実施してもよいのではないかと。来年度からの変更を望むわけではないので、実施時期について今後研究、検討していただきたい。

○春日参事 実施時期を昨年度から12月に変更しており、今年は2年目である。来年度も12月に実施予定であるが、平成30年度以降の実施手法等については、既に市町村教育委員会と協議を始めているところである。いただいたご意見に関しても今後検討していきたい。

○広江委員 今回の調査結果では中学2年生の家庭学習の時間が少ないとのことで

あった。今年の全国学力状況調査でも中学3年生の学習時間が少ないとのことであった。これは、島根県の長年の課題である。今後の対応として、効果的な取組、指導とあるが、何が効果的なのかということをし時間をかけて具体的に掘り下げてみてはどうか。これを解決することが、島根県の学力改善につながると思われる。

例えば今回の意識調査結果を見ると、中学校2年生も宿題をしている割合は高く、「している」と「どちらかといえばしている」で約8割を占めている。しかし、1時間以上勉強する生徒が少ないということは、例えば宿題の量が少ないことが考えられる。また、学校での宿題のチェックについて、小学校3年生では約6割がチェックしてもらっていると答えているが、中学2年生では約3割に下がっている。その他、いろいろと考えられるので、教育委員会、教育センター等を中心に、学校からの聞き取りも行いながら、少し時間をかけて具体的な原因や理由を究明し、対策手法等を検討してはどうか。

○春日参事 中学校の管理職を集め、全国学力調査の結果説明会を実施した際に、グループ協議も行っている。各学校での取組等について話し合いを持った。その時に宿題の内容、宿題の量についても意見交換した。先ほどご指摘いただいた学校での宿題のチェックについては、今回の調査結果からわかったところであるので、そうしたことも含めて今後学校と協力して検討していきたいと考える。

○鴨木教育長 平成28年度の年度末が近づいており、平成29年度に県教委が教育事務所と連携し、学校現場へどのような働きかけをしていくのか計画を立てる時期となっている。一定程度の計画ができた段階で、また教育委員会会議でご意見をいただく機会を設けたい。

○森委員 資料4の3ページの「学校の授業時間以外に普段勉強する時間」の中には、塾の時間が含まれているか。

○春日参事 含まれている。

○森委員 資料4の3ページの一番下に「家庭学習の仕方について指導してくれる」と記載があるが、塾に行っている子どもの場合には、塾が終わってから家に帰り、また家庭学習というスタンスで勉強を行うということか。資料の中で、「家庭学習」という言葉と「授業時間以外の学習」という言葉があるが、この違いは何か。

○春日参事 調査の際に言葉を使い分けているものであるが、時間について問う際は「授業時間以外」という聞き方をしており、学校、教員の指導について問う際は「家庭学習」という聞き方をしている。

○出雲委員 子育てをしてきて、家庭学習の習慣づけは、中学校からではなく小学校低学年の時から習慣が大事であると感じている。低学年の段階で習慣づけを行う方法なども検討いただきたい。

○春日参事 島根県の傾向として、家庭学習の時間は学年が進むにつれて、小学校は増えていくが、中学校では減る傾向がある。やはり、小学校から中学校へどうつなげ

ていくか、丁寧に指導していかなければならない。小学校と中学校の連携が重要である。小学校低学年の時から習慣づけは大事であると考えている。

○出雲委員 小学校低学年のうちに、学校と家庭が連携し、学習習慣を定着させておくことが大事である。中学生になると部活動や習い事等の時間が増えてくるが、小学生のうちに家庭学習の習慣が定着している子どもは、中学生になって部活動があったとしても自分で時間をみつけて勉強できるようになると思われる。

○浦野委員 去年1年、中学校で勤務していた。学校では、課題や宿題はかなり出されており、小テストなども頻繁にされている。しかし、調査結果では家庭学習の時間が少ないとのことで驚いた。提出物も多く、かなり課題が課されている印象があったが、どこで勉強しているのだろうか。要領がよいということか。

○春日参事 全国学力調査の分析をしたところ、宿題をきちんとしている割合は高い。復習もきちんとしているが、家庭学習時間が少ない。要領がよいとも考えられるが、量や内容が適当であるかとも考えられる。もっとできる子どもであれば、もう少し負荷をかけることもできるだろうし、単なる計算練習ではなく、次に学習するところの予習など、内容を工夫していくことも学校へは伝えてきているところである。

○藤田委員 宿題の量ではなく、内容であると思われる。資料4の4ページにもあるように、公式的な計算はできているが、違った角度から問われると解くことができている。本当の公式の理解ができていない。やはり、宿題の内容に課題があるのではないかと感じた。また、資料4の9ページの分析結果について、小学校6年生と中学校1年生の結果が記載されているが、他の学年も含めて、もう少し掘り下げて分析するとよいのではないか。

○広江委員 今の話を聞いていると、教員からやった方が望ましいと言われた課題に対してきちんと応えている生徒にとっては結構な量があるかもしれないが、全体として絶対しなくてはならない課題は少ないのではないかと感じる。また、2時間かかる課題であっても、未提出者が半数いた場合、統計的には平均時間は1時間となる。結局のところ、宿題をしない生徒に対してどのように対応していくかである。小学校の時は、一度に提出されるため、空き時間に見て返すことができるが、中学校では集めるのに時間もかかり、未提出者が多い場合には、出さない理由をそれぞれに問うのも大変なことである。しかし、実は宿題を全部集めきることが、クラス経営において一番大切なことである。宿題を出さないということは、宿題以外の他のこともきちんできていない。以上のことから、宿題は学級経営等についても大きな指針になると考えている。今回の意識調査の結果を見ると、未提出者に対して放課後残って宿題をさせるという対応をとっているところは少ないのではないかとと思われる。

○春日参事 中学校の場合は、やはり部活動との関係もあると思われる。広江委員のおっしゃったとおり、宿題未提出者に対して、部活動に行く前に宿題をさせるなどの対応をとることにより、力をつけている県外の学校の事例もある。こうした点について

ては、各学校の校長にも紹介したところである。しかし、教科担任制となる中学校においては、宿題のチェックが十分でないと思われるので、そうした面についても今後検討していきたいと考える。

――原案のとおり了承

第 85 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果について（教育指導課）

第 86 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況について（教育指導課）

○春日参事 報告第 85 号平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果についてご報告する。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。1 月 23 日から 26 日に実施した公立高等学校の推薦選抜等については、1 月 31 日に各高等学校長から各中学校長へ合格内定通知をし、受検生へも通知されているところである。

はじめに、5 の推薦選抜である。29 校、57 学科において、1,064 名程度の募集を行ったところ、出願者は 899 名であった。書類審査、面接、作文等により選抜を行い、昨年度より 138 名多い 820 名に合格内定を通知したところである。次に、中高一貫教育の特別選抜は、飯南高校、吉賀高校で実施したが、それぞれ出願者の 34 名、22 名、全員が合格内定している。スポーツ特別選抜については、14 校 24 競技で募集した。このうち、出雲高校の女子弓道部、三刀屋高校の男子ソフトボールなど 6 競技で出願者がなかったため、12 校 18 競技で実施し、出願者 45 名全員が合格内定している。

資料 5 の 2 ページをご覧ください。各学校別の推薦選抜等の出願者数、合格内定者数の一覧である。まず、見方をご説明する。一番上の安来高校をご覧くださいと、入学定員 160 名に対して、推薦選抜での募集定員は 20 名程度、出願者は 16 名であった。スポーツ特別選抜は募集定員 8 名に対し、出願者は 8 名であった。合計 24 名が出願したこととなる。合格内定者は、推薦選抜、特別選抜合計 24 名であり、出願者全員が合格内定している。

推薦選抜における合格内定者の多い学校は、松江工業高校 87 名、松江商業高校 82 名、松江農林高校 63 名など、専門高校が多い状況であった。実質倍率の高かった学科は、松江市立女子校普通科の 1.82 倍、出雲農林高校食品科学科の 1.81 倍、隠岐島前高校普通科の 1.74 倍であった。

表の一番右側の黄色部分は、入学定員から推薦選抜等の合格内定者数を差し引いた

数である。安来高校では136名となっているが、これが学力検査を行う一般選抜の募集定員となる。県全体では、全日制4,389名、定時制360名、計4,749名が一般選抜の募集定員である。

資料5の3ページには、スポーツ特別選抜実施校の競技別の状況を記載している。

最後に、資料5の1ページの4に記載しているが、合格発表は一般選抜の合格発表日と同じ3月14日10時に行うこととしている。

○鴨木教育長 報告第86号は関連する内容であるため、続けて説明していただきたい。

○春日参事 報告第86号平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況についてご報告する。

資料6の1ページをご覧ください。第1志望学科への出願状況であるが、一般選抜の募集定員4,749名に対し、出願者は4,334名。競争率は昨年度より0.02ポイント少ない0.91ポイントであった。課程別では、全日制は昨年度より278名少ない4,196名、競争率は0.96倍で、定時制は昨年度よりも40名多い138名の出願があった。

各学校の状況については、資料6の3ページをご覧ください。右上に、一般選抜出願者（志願変更前）の募集定員、出願者数、そして平成29年度と前年度の対募集定員競争率を記載している。一覧表の見方を安来高校を例としてご説明すると、136名の募集定員に対して出願者は133名、平成29年度の倍率は0.98倍となり、前年度と倍率は同じであった。

資料6の1ページの参考をご覧ください。競争率の高い学校、学科は、松江工業高校建築都市工学学科の1.91倍、続いて出雲農林高校の食品科学学科の1.58倍など、専門高校の学科が高い状況である。逆に競争率の低かった学校、学科は、松江北高校理数科は昨年度の競争率は1.7倍であったが今年は0.73倍、松江農林高校総合学科は昨年度1.64倍であったのが0.48倍といずれも1倍を下回った。

資料6の2ページをご覧ください。地域外からの合格者を入学定員の10%以内（出雲高校の場合は5%以内）に制限している七つの高校普通科の出願状況を記載している。松江南高校、浜田高校で合格者数上限より出願者が1名多いという状況である。なお、松江東高校については、推薦選抜等での合格内定者が3名含まれているため、括弧内が一般選抜の状況である。

次に、松江市内3校の通学区のある学校の出願状況である。昨年度まで5%以内とされていたが、今年度から20%以内に変更している。3校とも通学区外の出願者数は増加しているが、20%以内であった。なお、松江東高校については、既に5名の通学区外の生徒が内定しているため、括弧内が一般選抜における人数である。

最後に、今後の日程であるが、志願変更は2月15日から20日までに手続きを行い、2月23日に志願変更後の出願状況をホームページで公表する。3月7日に学力検査を、3月8日には21校で面接を実施する。3月14日に推薦選抜等の合格内定者も含めて合格発表を行い、入学定員を満たさなかった学科のある学校を第2次募集実施校とし

てホームページで公表する。3月21日に第2次募集の作文、面接等を実施し、3月23日に合格発表をする予定である。

○広江委員 出願者が志願変更を考えるにあたって、どのような情報が公表されているか。資料6の2ページの地域外及び通学区外の出願状況についても公表されているか。

○春日参事 資料6の3ページをご覧いただきたい。表の左側に「地域、通学区を持つ学校に係る制限」の列がある。この欄と、右側の一般選抜の出願者数内訳の人数を見て検討いただくこととなる。

○鴨木教育長 資料6の3ページの一覧表は、ホームページで公開している。さらに、各中学校の進路指導担当教員は、この一覧表を見た上で志願変更の相談に応じることとなる。したがって、この情報が志願変更の選択にあたって大事な判断材料となる。なお、志願変更は1回限りであるため、同じような傾向で志願変更が集中すると、現在の状況とは全く違った状況が起こる可能性もある。

○藤田委員 手堅く第一志望を決めたという印象である。この出願状況を見て、チャレンジしてみようと思っただけだが、一方で未知数に変わっていく怖さもあるので、教員、子ども達、保護者いずれも志願変更の判断は難しいことだと思われる。

○鴨木教育長 2年前から議論して、県立高校の入学者選抜方法を改善した。大学入試では既にこのような方法が一般的であり、また他県の高校入試の状況も調査しているが、第2志望校制度は全国の中ではあまりない手法であったことから、普遍的な選抜方法へ改善していくという理念の中で、現在の選抜方法へと変更している。ただ、何事においても変わるときには、その変化への対処方法が問われる。今回の場合は、受検生、保護者、中学校側の進路指導にその対応力が問われることになる。

○森委員 学校側の教員の指導力、この出願状況を見て生徒、保護者へ指導していく力が、これからより求められていくと思われる。経験を積んで、よりよい指導をしていただきたい。そうすると、保護者も生徒も安心だろうと思う。

○鴨木教育長 まだプロセスの途上であり、今から志願変更の手続きに入ることとなる。今後、志願変更後の競争倍率を中学校へも連絡し、ホームページでも公表することとなる。繰り返しになるが、変化をもたらすときには、その変化への対処方法が問われる。今回の入試制度変更にあたっての理念そのものは、改善の方向であるので、今年度の入試も円滑に進めなければならず、また来年度以降、今年度の経験を踏まえてよりよいものにしていく必要がある。まだ、プロセス途上であるため、今年度の入試を総括する段階には至っていないが、しかるべき時期に中学校側の意見も聞きながら総括作業を行う必要があると考える。志願変更後の状況については、3月の教育委員会会議で報告させていただく。

○浦野委員 中高一貫教育校特別選抜とあるが、これはどのような枠であるか。

○津森県立学校改革推進室長 島根県内では、吉賀高校と飯南高校の2校で中高一貫

教育が行われている。2校は、連携型の中高一貫教育であり、吉賀高校では4校、飯南高校では2校の中学校が連携している。この中高一貫教育においては、簡便な入試を行うこととなっており、一般選抜、推薦入試とは、また別の選抜を行う。中学校の学習活動の記録、作文など、いわゆる中高の6年間を見据えたカリキュラムの中での成果をはかって選抜するものである。

――報告第85号 原案のとおり了承

――報告第86号 原案のとおり了承

第87号 平成29年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について(教育指導課)

○竹下地域教育推進室長 報告第87号平成29年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況についてご報告する。

資料7ページ表の1をご覧ください。ここの数値については、各年度の1月末時点のデータである。平成28年度は、就職希望者1,047名に対して、内定者は1,017名、未内定者は30名である。引き続き本人の希望する就職がかなうよう、学校、ハローワークと連携し支援していきたい。

昨年との比較という観点では、図2、図3をご覧ください。図2は、就職希望者の県内、県外割合を示したものである。県内の割合は、棒グラフの一番右側76.7%であり、昨年度と比較すると改善している。次に、図3であるが、内定者数の県内、県外の人数を示したものである。県内就職者割合は76.7%であり、昨年度と比べると改善しているが、さらに割合を高めていきたいと考える。

続いて、図4の地区別の内定率である。全体的には前年並みもしくは100%に近い状況である。一部の地区、大田・邑智においては、約10%減少している。この地区内にある四つの高校では、就職希望者数が75名と比較的少なく、多少の変動が割合に大きく影響する状況があるが、人数では8名の未内定者がいるため、生徒が希望する進路がかなうよう、引き続き支援していきたいと考える。

――原案のとおり了承

第88号 平成28年度島根県体育・健康優良学校等表彰等について(保健体育課)

○佐藤保健体育課長 報告第 88 号平成 28 年度島根県体育・健康優良学校等表彰等についてご報告する。

2月2日にサンラポーむらくもにおいて、二つの表彰を執り行った。資料8の2ページをご覧ください。まず、島根県体育・健康優良学校等表彰である。これは、児童生徒が生涯を通じて体育・スポーツに親しむとともに、健康で安全な生活を営むことができる能力や態度を身に付けるための優れた取組を行っている学校を表彰するもので、五つの部門がある。今年度は、保健体育、学校保健、学校給食の3部門が該当し、計4校が表彰された。保健体育優良学校は、体育虎の巻を考案し、全教職員が共通理解のもと体育学習の模範となる実践を展開した母衣小学校が選ばれた。学校保健優良学校は、四絡小学校と須佐小学校の2校が選定された。それぞれ、生活習慣づくり、地域を巻き込んでの健康づくりが評価された。学校給食部門では、一人一人に応じた食育を計画的に進めたことが評価され、浜田ろう学校が選ばれた。

資料8の3ページをご覧ください。スポーツ功労者及びスポーツ優良団体表彰である。これは、地域、学校または職域における体育・スポーツの普及および発展に貢献し、島根県の体育・スポーツ振興に顕著な成果を上げた指導者及び団体を表彰するもので、今年度は7名のスポーツ功労者を表彰した。この表彰は、長年スポーツの普及奨励のため、率先して努められた40歳以上の方を対象としているが、皆さん60歳以上と高齢でありながら、現在もスポーツを熱心に指導している方々ばかりである。また、陸上、野球、柔道、バレーボール、またウォーキングなど分野こそ異なるが、現在もなお体育指導員や審判員などとして、地域のスポーツ振興に活躍中の方々である。それぞれの活動については、資料をご覧ください。

―――原案のとおり了承

第 89 号 1 月 23 日以降の降雪による県内文化財の被害状況について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 89 号1月23日以降の降雪による県内文化財の被害状況についてご報告する。

資料9の1ページをご覧ください。主に1月23日未明から降り積もった雪により、県内で3件の被害が報告されている。現在のところ、いずれも重篤な被害ではないと考えている。

1件目は、国宝松江城である。天守附櫓の屋根瓦、棟の瓦の一部が破損した。雪ずり等による破損であると推測される。復旧については松江市で実施予定である。

次に、重要文化財である神魂神社末社貴布祢稻荷両神社本殿である。これは神魂神

社のすぐ横にある宮である。裏の斜面の倒木が屋根の一部に当たり破損した。目視においての被害はこれだけであるが、今後、詳細な調査を行い、状況によっては全体の修理、国庫補助事業による修理も視野に入れているところである。

次に、国史跡の小泉八雲旧居である。松江城と同じで、棟の瓦が破損したものである。雪ずりによる被害ではないかと推察している。所有者と市で修理を実施予定である。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第 25 号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善の要請について (総務課)

――原案のとおり議決

(協議事項)

第 11 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

――資料に基づき協議

(報告事項)

第 90 号 平成 28 年度文部科学大臣優秀教職員表彰について (総務課)

――原案のとおり了承

第 91 号 平成 29 年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 17時20分